

特別重点調査に係る失格となる判断基準

以下の点について、1項目でも該当する項目がある場合は、「失格」と判断する。

1. 調査の協力について

- ①ヒアリングに応じない。
- ②調査時に、不誠実な言動がある。
- ③理由の如何を問わず調査対象者の事情により、大阪府が指定した日にヒアリングが実施できない。

2. 特別重点調査資料について

- ①特別重点調査資料に不足があり、すべてが整っていない。
《注意事項：資料受付時に資料の確認を行わないので、欠落が無いよう十分確認すること。》

3. 設計数量、材料の品質の確保について

- ①設計図書等で定める品質・規格等を満足していない。
- ②材料、製品について、設計図書等に適合した品質、規格を満足していない。
- ③建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計図書等に合致していない。

4. 積算内容について

- ①工事費内訳総括表、直接工事費種目別内訳、直接工事費科目別内訳、直接工事費細目別内訳、直接工事費別紙明細（以下、「内訳書」という。）に違算がある。
- ②金額が一括計上されているため、内容が確認できない。
- ③積算内訳が正しく記載されていない。
 - イ. 各内訳書の合計額が一致していない。
 - ロ. 共通仮設費内訳書、現場管理費内訳書及び一般管理費等内訳書の金額が工事費内訳書総括表に正しく反映されていない。
 - ハ. 施工不能な工法により積算されている。
 - ニ. 総合評価落札方式（技術提案型）の場合、その内容が内訳書・代価表に正しく反映されていない。
 - ホ. 記載されているそれぞれの単価及び価格が、「特別重点調査の調査内容」で規定している計数的な根拠のある合理的かつ現実的なものでない。もしくは、確認できない。（過去の契約書の写し及びその内訳書の一部またはすべてが整っていない。）
 - ヘ. 手持資材、自社機械の所属等の確認ができない。
 - ト. 入札時に提出した工事費内訳書と調査時に提出された調査資料の内容が整合していない。
- ④下請予定業者等の見積額が内訳書に正しく反映されていない。
《注意事項：内訳書には、必ず、下請け見積書に記載されている額と同額以上を計上すること。》
- ⑤労務単価が過去3ヶ月以内に支払った実績のある賃金額を下回っている。もしくは確認できない。または、最低賃金を下回っている。
- ⑥配置技術者について、自社従業員としての雇用関係が確認できない。
- ⑦建設副産物について適正な処理費用が計上されていない。

- ⑧共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等について、「調査内容」で規定している内容を満たしていない。
 - ⑨算出方法についての確に説明できない。
 - ⑩取引予定業者からの聞き取りにより、内訳書記載価格がいわゆる「指し値」であるなど、不当に低額に設定されたことが明白である。
5. 法令違反や契約上の基本事項について
- ①下請負額 500 万円以上の施工に係る下請け見積書を作成した下請予定業者が、建設業の許可を受けていない。
 - ②その他法令違反と認められる。
6. 下請け見積書作成について
- ①全ての下請予定業者（二次以下含む）の見積書が整っていない。
 - ②工事内容（構造形式、規模、工法、制約条件等）に間違いがある。又は確認できない。
 - ③記載されているそれぞれの単価が、「調査内容」で規定している計数的な根拠のある合理的かつ現実的なものでない。もしくは、確認できない。（過去の契約書等の写し及びその内訳書がすべて整っていない。過去の契約書等が同種工事又は同一資機材のものでない。）
 - ④必要とする諸経費が計上されていない。又は確認できない。
※下請予定業者の諸経費とは、下請予定業者が配置する主任技術者等の給料・諸手当並びに下請予定業者が支出する現場経費及び本社経費をいう。
※施工に係る下請け見積書については、法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書等）により作成すること。
7. その他
- ①「特別重点調査の調査内容」で規定している条件を満足していない。又は確認できない。